

科目名(英文名)	ナンバリング	単位数	年次	期間	担当者
知的財産国際訴訟特論【MS】 (Advanced Study of International Intellectual Property Litigation)	MPC10	2	1年次	後期	重富 貴光(シゲトミ タカミツ)

授業のねらい概要	<p>本科目では主要国の知的財産訴訟の基礎知識、民事訴訟手続の概要を、①講義と、②受講生による各国の裁判制度・事例の研究発表と討論を通じて学び、国際的な知的財産訴訟に対処するための実務的な専門知識を修得する。</p> <p>基礎的な知識は配布資料を用いて講義するが、一方的な講義は総論部分にとどめ、各論部分に進む段階では、主要国の知的財産訴訟制度・事件を採り上げて、担当した受講生が調査・研究し、その成果を授業で発表し、討論を行う。</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

回数	テーマ	授業の内容・教育方法	予習/復習
第1回	知的財産国際訴訟総論	主要国(日米欧中)国際知的財産訴訟の現状を説明するとともに、訴訟提起・遂行における実務上の留意点を解説する。	教員より講義資料を用いて講義を行う。講義後、内容を十分復習されたい。(4時間)
第2回	知的財産国際訴訟総論	日本における主要な渉外的知財訴訟上の論点(国際裁判管轄、準拠法、外国当事者、国境をまたがる侵害問題等)について概説する。	教員より講義資料を用いて講義を行う。講義後、内容を十分復習されたい。(4時間)
第3回	知的財産国際訴訟総論	米国における主要な渉外的知財訴訟上の論点(国際裁判管轄、域外適用等)について解説する。	教員より講義資料を用いて講義を行う。講義後、内容を十分復習されたい。(4時間)
第4回	知的財産国際訴訟各論 日本国判例(1)	知的財産訴訟における国際裁判管轄に関する判例を取り上げる。マレーシア航空事件判決、ウルトラマン事件判決、上野製菓事件判決及びモデム用チップセット事件判決、日本電産事件等を検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第5回	知的財産国際訴訟各論 日本国判例(2)	知的財産訴訟における準拠法に関する判例を取り上げる。カードリーダー事件判決、サンゴ砂事件判決等を検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第6回	知的財産国際訴訟各論 日本国判例(3)	知的財産訴訟における国際消尽に関する判例を取り上げる。BBS事件判決、フレッドベリー事件判決等を検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第7回	知的財産国際訴訟各論 日本国判例(4)	未承認国の知的財産についての我が国における取扱いに関する判例を取り上げる。北朝鮮の著作物事件及びPCT出願事件の判決(最高裁判決・高裁判決)を中心に、国際社会における知的財産の保護価値について整理する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第8回	知的財産国際訴訟各論 米国制度・判例(1)	米国知的財産訴訟手続について、手続を特徴付ける判例(Markman事件等)を取り上げながら学習する。フリーディング、ディスカバー、マークマンヒアリング、サマリージャッジメント、トライアル等の特徴的手続の理解を深める。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第9回	知的財産国際訴訟各論 米国制度・判例(2)	米国知的財産訴訟におけるクレーム解釈論(文言解釈論・均等論・審査経過禁反論)について、判例を取り上げながら学習する。Markman事件判決、Phillips事件判決、Hilton Davis事件判決、Festo事件判決等について検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第10回	知的財産国際訴訟各論 米国制度・判例(3)	米国知的財産訴訟における損害賠償論について、判例を取り上げながら学習する。損害賠償理論として①逸失利益、②確定的ロイヤルティ、③合理的ロイヤルティの3種類の理論状況とともに、故意侵害賠償法理の特徴及びSeagate事件判決を検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第11回	知的財産国際訴訟各論 独国制度・判例(1)	独国知的財産訴訟制度手続について学習する。日本や米国等との比較の観点において、訴訟制度、訴訟手続(証拠開示、専門家証人の取扱い等)について特徴的な点を把握・整理する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第12回	知的財産国際訴訟各論 独国制度・判例(2)	独国知的財産訴訟におけるクレーム解釈論について、判例を取り上げながら学習する。中心限定主義(伝統的理解)、EPC69条との整合性確保、クレーム解釈及び均等論の重要判決(切断刃事件等)を整理・検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第13回	知的財産国際訴訟各論 英国制度・判例	英国知的財産訴訟手続及びクレーム解釈論について、判例を取り上げながら学習する。他の主要国との比較の観点において、訴訟制度、訴訟手続(証拠開示、専門家証人の取扱い等)について特徴的な点を把握・整理するとともに、クレーム解釈(意図的解釈論(Catnic/Kirin Amgen事件判決))の特徴を把握・整理する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第14回	知的財産国際訴訟各論 中国制度・判例(1)	中国知的財産訴訟制度手続について学習する。他の主要国との比較の観点において、訴訟制度、訴訟手続について特徴的な点を把握・整理するとともに、紛争処理の実態について検討する。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)
第15回	知的財産国際訴訟各論 中国制度・判例(2)	中国知的財産訴訟におけるクレーム解釈論について、判例を取り上げながら学習する。司法解釈ガイドライン等を取り上げながら、中国における特許発明の技術的保護範囲について他の主要国との比較検討を行う。	シラバスに記載された裁判例及び学習テーマに事前に目を通すとともに、予習されたい。(2時間)授業当日における学生による発表及びこれに伴う討論を行うこととなるが、授業後、学生の発表資料及び討論の内容を十分に復習されたい。(2時間)

授業計画(授業のスケジュール)

到達目標	(1)主要国(日米欧中)の知的財産訴訟制度の概要を理解し、各国間の特徴(相違点)を把握する。 (2)主要国(日米欧中)の特許権保護範囲を中心とした実体法規範を理解し、各国間の特徴(相違点)を把握する。
評価方法	質疑応答形式を採用する科目であるので、レポート作成とその発表のみならず、授業時の討論・質疑応答等の全体的評価をもって行う。 レポート80%、発表10%、授業時の討論・質疑応答等10%
成績評価基準	到達目標(1)を達成できていない場合は、本単位を取得できない(欠格条件) A:到達目標(1)を達成し、(1)及び(2)の全てを総合して90%以上の到達度で達成できている。 B:到達目標(1)を達成し、(1)及び(2)の全てを総合して80%以上90%未満の到達度で達成できている。 C:到達目標(1)を達成し、(1)及び(2)の全てを総合して70%以上80%未満の到達度で達成できている。 D:到達目標(1)を達成し、(1)及び(2)の全てを総合して60%以上70%未満の到達度で達成できている。 F:上記以外

教科書			参考書		
書名	著者名	出版社名	書名	著者名	出版社名
特許判例百選(第4版)	中山信弘ほか	有斐閣			
著作権判例百選(第5版)	小泉直樹ほか	有斐閣			
アメリカ、イギリス、ドイツ及びオランダにおける特許訴訟の実情	最高裁判所事務総局行政局	法曹会			

受講心得	本科目は、国際知的財産法・民事訴訟法・国際私法の応用科目であるから、受講生はそれら各法について予め習得していることが前提である。 授業当日における学生の発表後、発表内容及び学習テーマについて討論を行うので、討論には積極的に参加し、理解を深めること。 レポート及び発表等については、講義中に講評や解説等を行うので、それらを活用し理解を深めること。 本科目は双方向形式メディア授業【MS】対応です。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

オフィスアワー	質問については、当該授業時間の前後で対応する。
---------	-------------------------